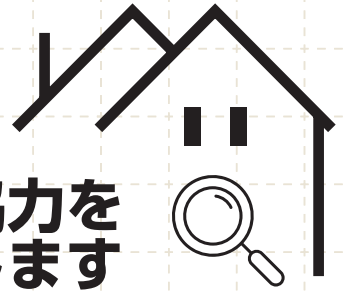


～家屋(建物)を所有されている皆さまへ～



家屋全棟調査へのご協力をお願いします

☎ 税務課 固定資産税係 ☎476-1111 (内線117・118)

大崎町では令和4年度から令和8年度の5年間にかけて、町内の全家屋(建物)を対象に『全棟調査』を実施します。この調査は、本町の固定資産税家屋課税台帳に登録されている事項(所在地番、用途、種類、構造、床面積等)と実際の状況を、現地において比較・照合することにより、既に取り壊しとなっている家屋や、増築・未調査等によって課税漏れとなっている家屋を調査・確認することで、これまで課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行うことを目的として実施するものです。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

01 調査対象

町内に現存する
すべての家屋が調査対象です。

※ただし、屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていない構築物は調査対象外です。

調査対象の家屋の条件

- ①土地に定着して建造されているもの。
(基礎があるもの)
- ②屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。
※車庫や小屋なども面積の大小にかかわらず、上記の全てに該当すれば固定資産税の課税対象となります。

02 調査の時期

令和4年度から
令和8年度にかけて、
対象地区ごとに順次調査を行ってまいります。調査の時期は、右表のとおり予定しています。

※調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します。

※調査時間は、天候等により変更になる場合もあります。

調査時期(予定)	調査対象地区	調査実施時間
令和4年6月 ～令和5年1月	野方・持留	午前8時30分 ～午後6時 (平日のみ)
令和4年12月 ～令和5年8月	永吉・岡別府	
令和5年7月 ～令和6年2月	横瀬・仮宿	
令和6年1月 ～令和6年8月	神領・益丸・井俣	
令和6年7月 ～令和7年2月	菱田・その他	
令和7年度 令和8年度	町内全域 (調査の済んでいない家屋)	